

第 14 回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会  
議事要旨

日 時：平成 19 年 6 月 3 日（日） 13：30～16：30

会 場：霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール

議 事：

- (1) 開会
- (2) 第 13 回協議会の結果
- (3) A 区間の報告
- (4) A 区間の作業内容
- (5) B 区間の事業内容
- (6) 今後の進め方
- (7) 閉会

議事要旨：

1. A 区間の作業内容（水路の掘削）について

- ・水路の掘削を行うためのスコップ、三オー輪車（ネコグルマ）等は、国土交通省で若干用意できるが、提案した重機については、国土交通省は用意できないため、参加者で調整する。
- ・水路接続部の土留めの施工は、国土交通省が分担する。
- ・水路の掘削作業は、国土交通省が分担する工事完了後に実施する。
- ・A 区間で発生する掘削土の B 区間への運搬作業は基本的に参加者で行うが、運搬作業に支障がある場合、国土交通省が相談に乗る。
- ・以上の事項を含め、水路掘削業の詳細についてはワーキンググループを設立し、作業参加予定者で調整・協議を行い、次回以降、ワーキンググループより自然再生協議会で報告する。
- ・ワーキンググループのグループ長（仮）は前田委員とする。
- ・ワーキングの案内・日程調整等は事務局が実施する。

2. B 区間の事業内容について

- ・事務局提案の築堤断面については、了承された。
- ・開口部設置のための橋梁は設けない。
- ・現堤防の改良（天端高を低くする等）について検討を行う。
- ・B 区間の事業内容については、国土交通省が地元の説明を行う。
- ・ただし、その他の事項については、今後の協議会の中で決定していく。

### 3. 今後の進め方

- ・ 次回の自然再生協議会の前に平井先生より、宍道湖の引堤の事例、他の自然再生協議会の状況に関する勉強会を開催する。
- ・ 次回協議会において、事務局がB区間について提案を行い、協議を行う。

## 現地視察での結果

### 1. A区間の報告について

- ・ 既存植生帯に影響を与える恐れがあるため、A区間南側のワンド開口部の位置を沖側方向へ約5m移動することが了承された。
- ・ A区間の矢板前面に袋詰の根固めを行う予定であるが、船が接近し船外機が引っかかる危険性があるため、接近しないように目印となるポール等を設置する。

以上

# 第 14 回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

## 議事録

日時:平成 19 年 6 月 3 日(日)

13:30~16:30

霞ヶ浦環境科学センター

### 1. 開会

#### 【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は、大変お忙しい中、第 14 回の自然再生協議会にこのように大勢の皆様にお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

また、先ほどの A 区間の現地視察は、大変お疲れさまでした。ご承知のように、A 区間、第 12 回の自然再生協議会の中で皆様のご了承をいただいたところです。その後、委員の皆様の修正等を踏まえまして、正式には 12 月 7 日に、先ほどの A 区間につきましては実施計画が策定をされました。これを踏まえて、本日、現場を見ていただきましたが、現在、事業をしているところです。

今後は、ワンド等の工事を実施し、今月中には工事を終了し、その後、後片づけや検査等の引き取り作業がありまして、来月下旬から 8 月上旬には、水路工事に入れるようにしていきたいと思っています。引き続き、A 区間もよろしく願いをいたします。

本日の協議会は、B 地区の実施計画の内容について意見交換をお願いしたいと思っています。B 区間につきましては、前回の自然再生協議会の中で引堤をするという方向性を出していただきまして、委員の方々に事前に実施計画の内容等のご意見をいただいております。意見をいただいた皆様、大変ありがとうございます。その結果を踏まえまして、素案ですが事務局の案を策定してまいりました。本日は、その内容について意見交換をしていただければと思っています。

基本的には、あと数回協議会を開催しまして、8 月下旬以降、工事の手続に入りたいと思いますので、本日は、少なくとも国土交通省が実施する堤防の形状あるいは事業の内容の方向性等を議論していただければ、B 区間についてもスムーズな実施計画の方向性が出ると考えていますので、短い時間ですが、活発な意見交換をお願いいたします。本日はよろしく願いいたします。

### 2. 第 13 回協議会の結果

#### 【前田会長】

それでは、早速、議事に移ります。

まず、第 13 回の議事の確認について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

資料 - 1 が議事要旨、議事録になっていますが、資料 - 2 の方にも同様に議事要旨を整理していますので、資料 - 2 で説明します。

前回の議事結果ですが、まず1点目、事務局からの報告についてです。A区間の矢板の補強については、特に異論がないため、国土交通省による施工を実施します。次に、琵琶湖（新旭町）の内湖復活の事例など、B区間の協議の参考になる事例を収集し、協議会に提出し、また、他事例についても、事業費、スケール、植生の回復状況、ねらった効果についても示すということを確認しました。

2点目、B区間の事業内容についてですが、霞ヶ浦と連続した水域をつくるため、B区間で引堤を実施するという方向性で前回ご了承いただきました。次に、引堤により生ずる空間を新堤築造から旧堤開削までの3年間の間に協議し、B区間の引堤に関する実施計画の素案を次回協議会で提示することを確認しました。B区間の実施計画の素案の提出に当たっては、前回の協議会后、アンケートを募集しまして、その内容を踏まえたものを提示します。

3点目ですが、A、B区間以外の事業については、沖宿集落前面の事業提案を浜田委員にお願いいたします。その他事業についての提案についても、再度、アンケートで募集します。以上です。

【前田会長】

資料 - 2の1ページに書かれている議事要旨につきまして、疑義等ありますか。

とりたててご意見がありませんので、この議事要旨については了承いただいたということにします。

### 3 . A区間の報告

【前田会長】

では、議事要旨にありました、今回の協議会の宿題である他事例の紹介、A区間において実施した作業の報告について説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料 - 3の参考資料の21ページの他事例紹介をご覧ください。事務局で事前に調べて、3事例載せています。

まず1点目が琵琶湖針江地区の事業です。” 田んぼ～水路～琵琶湖 ” の連続した水辺環境の復元を目的にした事業で、事業内容は、起伏堰、フラップゲート、水路の工事を行い、事業費が2,000万円と聞いています。

2つ目の宍道湖なぎさ公園地区は、埋め立てに伴い引堤を行った事例です。工事内容は、築堤、石張り、堤脚水路、覆砂、捨て石、カラー舗装で、事業費が7億9,000万と聞いています。

3番目は、宍道湖園地区です。多様な水域を確保するため、緩傾斜堤及び引堤を行っている事例です。事業内容は、築堤、覆砂、捨て石です。事業費は、当該区間以外にも、他区間一連で整備しているため費用が分からないと聞いています。

続きまして、A区間の報告です。資料 - 2の2ページをご覧ください。2ページからA区間の報告となっていますが、先ほど、現地で報告しましたので、省略します。貴重種の報告が2ページ目、3ページ目が開口部の移動に関する報告です。

4ページ目が、A区間の作業内容についてです。今後、ワンド工事が終了したら、その

ワンド間をつなぐ水路工事の作業が出てきますので、他事例ということで、右下に、琵琶湖針江地区で地域の方々が重機を用いて掘削作業を行った事例を紹介しています。

他事例とA区間の報告関係については、以上です。

【前田会長】

今の説明に対して、何か質問等ありますか。

なお、他事例等につきましては、平井先生が幾つか視察等をされていますので、次回またはそれ以降の協議会の際に勉強会等を設定して、紹介いただければと考えています。

【平井副会長】

ただいま説明のあった参考資料、資料 - 3 の 21 ページにある宍道湖のなぎさ公園、それから園地区に先週の月曜日に行って来ました。2000年の鳥取県西部地震で湖岸堤に随分亀裂とか滑りが発生したということがきっかけで、治水容量を減らさないために、干拓地であったところをあえて陸地側に160m近く堤防を引いて、その前面に砂浜とヨシ帯、植生の復活をしたというところで、実際、現地に行ってみると、従来のコンクリート垂直護岸だったところが広々とした砂浜といっても、ほとんど植生が復活してしまっていて、完成から2年経過しています。立派なヨシ帯とかいろんな植生が復活していて、霞ヶ浦でもこういうものができたらいいな、ということをしていろいろ勉強して来ました。

本日は、資料が整理できていませんので、先ほど、事務局のほうとも相談して、近いうちに私の現地を見てきたさまざまな写真とか資料を見せながら、先進的な宍道湖の例を紹介して、霞ヶ浦でもこういうことができる、できない、ということ議論できたらと思っていますので、次回以降、発表させていただきたいと思います。

#### 4 . A区間の作業内容

【前田会長】

よろしければ、本日の具体的な作業の話に移ります。

まず、A区間の先ほど見ていただきましたところの穴掘り、溝づくりですか、この作業をどのように進めていくか、ご相談したいと思います。まずは事務局案のご説明をお願いします。

【事務局】

資料の4ページですが、ワンド工事の完了が前回議事では5月末予定ということでしたが、工事のほうで、貴重種の移動とかがありまして、若干遅れている状況です。概ねワンドの形が見えてくるのが、6月末の予定です。今後、そのワンド間をつなぐ水路作業がありますが、左下の水路断面から、面積を算出し、上の平面図上、掘削延長が79mぐらいでボリュームを換算しています。その結果、掘削量は、約180m<sup>3</sup>のボリュームになります。

これを実施計画の参加者が20名程度ですので、日数的には延べ10日ほどかかるということが予想されます。毎日作業ができませんので、大体、土、日のどちらか参加する形を想定しますと、2カ月半程度は必要になる計算になります。

そこで、参考としまして、右下に琵琶湖の針江地区というところで行った事例を載せて

いますが、針江地区の水路の延長が 100mほどあります。ここは地域の方が、写真に載っていますが、小さい重機を持ち込んで掘削作業を行っており、大体 1 日で完了しています。その後、水路の断面の成形、流入部の処理に 2 日かかっていますので、全体でおよそ 3 日間の作業となります。

あと、水路の掘削作業、流入部の接続部に対して、公募した皆様の作業となりますが、そこで発生する土砂については、ここは浚渫土の処理ヤードということで、まだ浚渫土がありますので、出水後に、浚渫土をむき出し状態で置いておくと、霞ヶ浦に流出するおそれがありますので、この掘削土砂については、B 区間のところに土を運搬していただきたいと考えています。

A 区間の作業内容についての説明は、以上です。

【前田会長】

作業内容は、具体的に水路をつくるということで、この図面を見ると、大まかに幅 1 間ですか。

【事務局】

上幅で 3 m です。

【前田会長】

上幅 3 m ですが水路幅は 1.8m ですか。

【事務局】

はい、矩形で考えると、大体 1.8m ぐらいになると考えており、ワンドのとめ口のところはある程度押さえておかないと流出してしまうということもあるので、あくまでも、ただ掘ったらこの程度になるという絵をかいています。

【前田会長】

目の子ですか。

【事務局】

はい。

【前田会長】

ワンドのとめ口は国土交通省でつくってもらえますか。

【事務局】

はい、土留めについては国土交通省で施工することを考えています。

【前田会長】

深さが問題になると思いますが、深さは図面にあるように、平水時で水深が 40cm ですか。

【事務局】

水深については、現在、ワンドの最深の水深で 40 cm ということですが、この辺も皆さんの中で、どういうふうにつくっていくのかというのは、考えていただければと思います。

【前田会長】

作業を始める前にワンドの中に水は引き込まれていますか。

【事務局】

はい。

【前田会長】

そうすると、両端の水位は、例えば平水位で 1.3m 程度ですか。

【事務局】

1.1m ぐらいです。

【前田会長】

1.1m に合わせて、それより 30 cm なり 40 cm なり掘り込むという形で考えていけばいいということで、よろしいですか。

【事務局】

問題ありません。

【前田会長】

先ほど、現地で確認したら、鉄板の横にわたちのようなものがありました。あのわたちが幅が大体 1.8m ぐらいでした。そうすると、あのわたちぐらいの幅のものを掘るといって、あの位置に掘っていてもいいわけですか。

【事務局】

位置は決まってないので、問題ありません。

【前田会長】

矢板に近いですが、それでも問題ないかという意味です。

【事務局】

問題ありません。

【前田会長】

水路の掘削に参加していただける方が、登録人数として 20 人ぐらいですが、場合によっては、重機を貸していただけるという方も居るのですか。

【事務局】

事務局では確認はしていません。今回初めて、提案という形で紹介しています。

【前田会長】

そうしますと、もし、重機を貸していただける可能性をお持ちの方は申し出ていただければ大変ありがたい、ということよろしいですか。

【事務局】

はい。

【前田会長】

その場合、例えば重機を動かすには、ただでは動きませんが、そのあたりはどう考えていますか。

【事務局】

ボランティアでお願いしたいと考えています。

【前田会長】

作業する人が、自宅から、例えばスコップとか猫車とか土鍬とかを持ってきて欲しいということですか。それとも、ある程度は事務局のほうでご用意してもらえますか。

【事務局】

スコップとか猫車とか、それは事務局のほうで多少用意できます。

【前田会長】

近くの方は持ってきて欲しいということですか。

【事務局】

できれば持ってきていただきたいですが、難しいと思いますので、事務局のほうで若干は用意し、その中で作業をしていただくという形をお願いしたいと思います。

【前田会長】

作業するときは、1人、2人で都合いいときにやるのか、ある程度まとまって作業をしたほうが良いとも思いますが、事務局案としてはどうですか。それは協議会に任せるとのことですか。

【事務局】

任せます。

【前田会長】

事務的な処理のほうではどうかということですが。協議会のほうで勝手に作業してくださいということで、事務局は一切タッチしませんという話なのかどうかという意味も含みます。つまり、皆さんが作業しているときは、事務局側もどなたか出ている、お手伝いというか、ともに働いていただけるとか、そのあたりのことです。

【事務局】

この自然再生という中でやっていくということですので、それは事務局も一緒になってやっていく形をとらせていただきたいと思っています。

【前田会長】

大体大枠が見えてきましたが、少なくとも作業に入るのは7月以降ですか。

【事務局】

作業に入れるのは、7月下旬から8月上旬の予定です。

【前田会長】

もう一度聞きますが、早く作業に入れるのが7月下旬からで、それ以降ならできるということですか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

そうです。7月下旬なら、一番早い時期にスタートできます。それ以降、20名の方で相談して決めていただければと思っています。

【前田会長】

という条件になりました。どのようにしてこの形を進めていくかということについて諮ります。ご意見あるいはご質問等いかがですか。

【高橋委員】

先ほど、事務局のほうから、掘削した土砂についてはB工区のほうへ運んでくださいと話がありましたが、こちらで運ばなければならないのですか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

実施計画を作成したときに、おのおのの役割分担というのをつくりました。国がやるべきこと、あるいは公募の皆さんがやるべきことがあって、水路の掘削は公募の皆さんがやるべきことの中に入っている、水路をB区間に運ぶというのは国土交通省の工事費の中には入っていません。

それで、どうしても出来ないということなら、相談には乗ります。まずは公募した

皆さんで、作業方法は考えていただきたい。

【前田会長】

その作業をするときには、既に鉄板は撤去されている状態ではないですか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

全部撤去します。撤去して、すべて完成検査して、片づけて、引き上げます。そうしないと検査になりません。

【前田会長】

ということですと、今度、穴掘りを我々がやる時は、あの中に恐らく軽トラでも入れないと思います。そうすると、仮に土を運び出すとしても、リヤカーも恐らくパンクしますから、現実問題として、ねこくらいで、ごろごろと何百台か往復するということになります。

そうすると、その次の妥協案として、少なくとも我々は水路の周りを掘った泥を集めて山にしておくので、そこから先は、国土交通省の方で、堤防を上げてB区間までは運んで欲しいと考えられますが、相談に応じることができますか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

皆さんが出来ないという話であれば、相談に乗ります。ただ、どこまで相談に乗れるかは、また別な話ですが・・・我々も事務局なので、ご相談していただければと思っています。

【前田会長】

初めから、あの土を撤去するという話にはなっていない。場合によっては撤去しなければならないという話になっていて、掘るところまでと、掘った土を運び出すというのは、作業量が大きく違う。運び出すのに道があればいいが、道もない。鉄板も残っているというなら、まだ作業の方法が考えられるが、何も無いところでの作業となるという条件です。そういうことを我々は始める前によく覚悟しておかないと、当てが外れたということになると困るので。

ほかにいかがですか。

【高橋委員】

運び出さないで、現地に置いておく、成形して置いておくというようなことはできませんか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

本日、漁業関係者の皆様もおられると思いますが、あそこは浚渫土の入ったものを置いてあるので、ワンドしたときにもかなり議論したかと思いますが、霞ヶ浦に流出してはいけないという話があったので、我々は全部、あそこを撤去して、違う土に入れかえて、それでワンドをつくらうという方向になったので、水路も同じ考え方でやらざるを得ないと思っています。

今の事務局案は、やはりB区間に持っていき、B区間の中でどう処理するかというのは、B区間の議論だと思っていますので、そこからまたどこかへ持っていくなら、またそのときに考えますが、とりあえず浚渫土の可能性のある限りは、あそこに残しておくことは出来ないということで、事務局はB区間という提案をさせていただきました。

【前田会長】

それなら、掘った泥を固めることが出来るのではという話もありますが。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

固める・・・。

【前田会長】

薬剤を使えば固めることは出来ます。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

事務局としては、確実に浚渫土が流れないという保証をしたいということなので、一番簡単なのは持ち出すのが一番良いと思っています。

【高橋委員】

持ち出すのであれば、今の工事が竣工してからではなく、前田先生が言われるように、今、鉄板が敷いてある間に掘ってしまうのが一番良いかと思います。

【前田会長】

手順としてはそれが良いのですが、それでは国土交通省が困るということです。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

今の工事に迷惑をかける話になるので、完成検査が終わって、あのワンドが確実にできましたということを引き取ってから、水路の掘削作業をしていきたい。要は、ワンドのほうに何か問題が発生したときに、工事の業者さんが悪いのか、水路をつくった皆さんが影響したのかという瑕疵問題も出てくるので、できたら縁を切っていたきたいのが我々事務局の願いです。

鉄板の話もありましたが、事務局として相談には乗りますということは先ほどからいっていると思いますので、どこまでが20名の方でできるのか、どこまで材料が集まるのかということは、ご議論していただきたい。その中で、我々がどこまでお手伝いできるかというのは調整をさせていただきたいと思っています。

【前田会長】

相談の中に、例えば工事の検収が終わった後、鉄板を貸して欲しいというのはありますか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

それはありません。撤去が基本になっているので、そうしないと、工事が完成にならない。

【前田会長】

一回撤去しないと検収できない。要するに、全体として会計絡みの検査が全部終わって引き渡しがある。それから水路の掘削作業の話ということになる。そうなりますか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

はい。

【前田会長】

水路の掘削作業に参加していただける方というのは既に登録してあって、その中で具体的にどこまでできるということをもう少し詰める必要がある。少なくともお盆過ぎからの作業ですので、その前にまだこの協議会がありますか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

あります。

【前田会長】

あと1回か2回は協議しないとできないと思います。そこで、ちょっと具体案を提示させていただくというのでは、事務局、間に合わないですか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

水路の話ですか。

【前田会長】

水路の話です。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

大丈夫です。

【前田会長】

ここから先は細かい話になって、具体的な作業の話になると思います。つきましては、実は、穴掘りだけではなくて、A区間をある程度利用可能というか、自然再生の地区であるということにするためには、多少の整備が必要だと思えます。

そのような整備を、この協議会全員というわけではなく、A区間について参加していただける方で、別途、細かく相談しながら詰めていかなければ、実際できないと思います。そういうグループを設立することが必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

実は、それは、この先のメンテナンス、モニタリングというような話にもつながっていくのですが、当然、全員が場面、場面で参加するわけですが、コアグループとして、今のようなことを具体的に細かいところまで詰めて、皆さんにお諮りする、というようなことができればありがたい。事務局と私どもだけでもなかなか詰め切れないところもあると思います。

それで、水路の掘削作業に参加すると書いてくださった方に一度集まっていただいて、余り長い時間はかけないですが、具体的な話を詰めてみるという機会を持ってはどうかというのは、事務局としては可能ですか。

【事務局】

事務局としては可能です。工事がまだ終わってないので、工事の終わるまでにある程度のことを詰めていきたいと考えていましたので、相談したいと思えます。

【前田会長】

では、皆さんのご了承をいただければ、当面、仮グループ長として、そのグループの世話人を私が引き受けます。そして、A区間の作業を含めてどう持っていくか、事務所としてはどこまで協力できるか、というような細かい話も含めて検討する機会を持つということにさせていただきたい。

ついては、その案内を事務局のほうでつくって、参加いただける20名の方を中心に呼びかけてほしいということをお願いできればと思いますが、いかがですか。

【事務局】

はい、ありがとうございます。事務局のほうから連絡をさせていただくという形をとらせていただきます。

【前田会長】

事務局が良いといっていますので、皆さんの反対のご意見があれば受けますが、今、ここで細かい話をしていますと時間がかかるので、できればそういう方向で行きたいと思いますが、いかがですか。

【平井副会長】

一委員としての立場から質問と提案ですが、この70mの水路を我々がみんなで掘ろうというのは、何もお金を市長がけちったというわけではなく、自然再生の目的として、みずから私たちが湖と親しむためにやろうということでした。それで、一つ質問と提案は、20人という人数が今出ていますが、これは協議会で手を挙げた方ですが、実施時期がちょうど夏休みぐらいですし、例えば私の立場なら、私は委員として参加しようということになります。中に、興味がある学生がいれば、一緒に誘うこともできると思います。私はそういう人たちも参加することが、この自然再生協議会の意味があることだと思います。そういう方の参加というのは、基本的にはこの協議会で良いということになれば良いと思いますが、その辺を議論していただき、例えば地元の住民の方も、子供たちがたまたま夏休みでいれば、余り小さい子は危ないからだめでしょうけれども、高校生とか大学生ぐらいだったら、意欲があればぜひ来ていただくというようなことも考えていただきたいと思います。

【前田会長】

原則反対の方はいますか。

いないと思いますが、そういうことを実施するにはいろいろ手続が必要ですので、それも含めて相談したいと思います。というのは、例えば野外活動のための保険とかいうことも必要になるのかもしれませんが、それを皆さんと一緒に全体として細かく相談する前に、ある程度具体案を詰めて、こういう条件だ、いや、必要ないからこういう条件でやるということの原案をつくって、次回の協議会に出せればと思います。

協議会の会員に登録されている方以外は参加してはいけないとお考えの方があれば、これは簡単ですから、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

【前田会長】

原則は、皆さん反対の方はいませんので、それをどう具体化するかというところは、いろいろ検討しなければならないところがあると思います。呼びかけの方法とかその辺は、詰めさせていただければと思います。

事務局も、今のところ、具体案を持っているわけではないですか。

【事務局】

はい、具体案は特に持っていませんので、先ほどの保険の問題とか、その辺も含めてやっていかなければいけないと思います。ただ、ちょっと確認させていただきたいのですが、今回、実施計画でやりたいというふうに手を挙げてきた人がいます。それを協議会として、その中でいろんな形で違う人を誘うという形になるのでしょうか。それとも、今回の手を挙げてきた人たちの中でそういうメンバーをつくりながら協議を進めていけばいいということでしょうか。その確認だけをお願いします。

【前田会長】

協議は、今からもう一度募集しても良いですが、時間もかかるので、当面、アンケートにお答えいただいた方々で相談させていただく。そして、それを核にしてある形ができて、具体的な作業その他について参加してはいけないということではなくて、こういう方針で行きますということを決めて、それに賛同されたそれ以外の方々とこの協議会の会員あるいは非会員が参加されるのは大いに歓迎という考え方でいきたいと思えます。

【事務局】

そうすると、協議会に後で正式な形で報告という形によろしいですか。

【前田会長】

報告よりも、つくっていきますということを決めて、一度了承いただかなければならないかと思えますが、いかがですか。

それで、実施のときには一つ一つ了承いただいてから進めるのではなく、一度、こういう方針で行きますということをご承知いただいたら、あとは事後報告で良いかと思えます。一回一回、皆さんにご相談しては、時間もかかるし、手間になりますので。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

私の手で 21 名の方、あと団体も含めて水路の掘削作業の参加者は全てわかりますが、それ以外の方でも参加しても良い、この協議会の中で了解が得られれば、事後報告で良いと思っています。前田先生が言われるとおり、その都度やっていたら時間がかかってします。本日は、今、会長が言われたように、プラスアルファの方が入っても良いという皆さんの了解を得たら、その方向で良いのではないのでしょうか。

【前田会長】

良いと思えます。と、私がいえる立場でもないのですが・・・。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

いえ、協議会の中で議論していただいて、了解いただければという意味です。

【前田会長】

協議会の中に何かを置くことができるという条文がありませんか。

【事務局】

設置要綱の 13 条に、専門委員会の設置ができるという記述があります。

【前田会長】

ありがとうございます。条文どおりに行きますと、できれば皆さんのご了承をいただきまして、A 地区整備専門委員会（仮称）というようなものを立ち上げるということになりますか。

【事務局】

専門委員会については、負託された専門事項について協議し議長に報告するという形になっています。

【前田会長】

審議して報告するのであれば、違いますか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

違うと思います。

【前田会長】

話をするのではなく、これは実働部隊なので。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

専門委員会は要らないと思います。

【前田会長】

条文に抵触しないと考えて良いですか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

はい。

【前田会長】

したがって、我々協議会会員の中からのワークをつくる。それで、その条文に書いてない仕事をやるということで良いですか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

そういうことだと思います。

【事務局】

運営に関して必要な事項は、会議における合意を得て会長が別に定める、という形になっています。

【前田会長】

したがって、作業をするのも協議会の運営に関してなのかどうか、よくわかりませんが、これは、本当は実施者の仕事になりますか。

【事務局】

実施者の仕事だと考えますので、先ほど、協議会で報告すれば良いですか、という質問を投げかけました。

【前田会長】

実施者はだれかということ、紙の上では国土交通省になりますか。

【事務局】

はい、紙の上では。

【前田会長】

精神の上では参加者一人一人が実施者である。しかし、紙の上では、全体として国土交通省が実施者となって出していく。したがって、実施者である国土交通省の監督指揮ということではないが、その全体の統括責任のもとに各会員が例えば穴掘りなんかもするという形ですか。

【事務局】

そのとおりです。

【前田会長】

そうすると、これはそういうことで進めていくということを経済会として了承すれば、あとは事務局ではなく、国土交通省として会員の方々と相談しながら仕事を進めてもいいという手続論になりますか。

【事務局】

はい。そう思っていますので、先ほどから、ご報告でよろしいでしょうか、という

ことを言いました。

【前田会長】

そうすると、皆さんにご了承いただければ、そういうワークをつくるというのは、国土交通省がつくることになる。

【事務局】

実施者である国土交通省がつくらせていただき、会員のお手伝いをしていただく人に通知をして、何か組織をつくっていくという形になる。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

水路は、うちが実施者となる？

【事務局】

全体の実施者というのは国土交通省で、水路については、お手伝いをしてくれる人に手を挙げていただいて、その人たちが実施するという形になっているので、全体の実施者は国土交通省という形になると思います。

【前田会長】

全体の実施者である国土交通省、言ってみれば指揮系統の中で、個々の手を挙げた人たちがそれと一緒に仕事をするということになる。

ということは、方針を了承すれば、協議会としては一々ほかは了承する必要はないということと理解してよい。

では、今のような話のとおり、手を挙げていただいた 20 名プラスアルファ、実は、手を挙げた中に我々が入っていないから、多分、入ることになると思いますが、そういう中で一度ワークをつくって、それは国土交通省との相談のもとに細かいことを詰めて、溝掘りをはじめとする、A 区間の整備の作業を進めていただきますということについて、協議会は了承しますとあってよいかどうか、というのを皆さんにお諮りすることになります。全体としてはそういう方向を了承するというので、よろしいでしょうか。

〔「賛成」の声あり〕

【前田会長】

ありがとうございます。今、賛成の声が上がりました。これは拍手をいただくほどのことでもないと思いますので、今までも話し合いの中で出てきていますから、では、そこでワークを立ち上げて具体的なことを詰め、そして実施に移すとともに、その活動内容等については逐次全体の会に報告させていただきということで、以後、進めていただくことにします。

【事務局】

はい、わかりました。

【前田会長】

ということで、A 区間についてはよろしいでしょうか、当面の A 区間については、やってみなければわからないことがあるので、やりながら、また問題が起こった場合はご相談するというようにして、一応 A 区間はそれで進めます。

## 5 . B 区間の事業内容

### 【前田会長】

では、続きまして、B 区間の築堤の話に移ります。

事務局、説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、B 区間の事業の内容について説明します。資料 - 2 の 5 ページをご覧ください。

前回、議事結果にもありましたが、B 区間の引堤を行っていくという方向性をいただきまして、国土交通省が行う基盤整備の内容として整理をしましたのが、この 5 ページの内容です。国土交通省が行う最低限必要な基盤整備内容としては、築堤の施工、引堤後の既存堤防等の微地形の造成、開口部の設置です。

の築堤の施工ですが、治水上、必要な断面としては、軟弱地盤上に盛り土するため、安定計算を行いました。その結果、表法が 1 : 3.5、裏法 1 : 8 の緩傾斜堤となります。安定計算ですが、右上の方に断面図を載せていますが、築堤の計算を行うにあたり、原地盤を Y . P . + 1.5m で計算しています。この原地盤 Y . P . + 1.5m で安定する断面ということで、右上のほうに記載しています。

2 番目に引堤ですが、引堤により生ずる空間の微地形の造成ということで、その堤内には底泥浚渫土があるため、流出や表土の置き換えが必要であると考えています。

また、3 番目としまして開口部の設置ですが、湖との連続性を確保するための開口部を設ける必要がある。その際、霞ヶ浦へ浚渫土が流出しないような対策を講ずる必要があると考えています。

続きまして 6 ページですが、4 月に皆様に B 区間の事業内容についてアンケートをいただきました。引堤後における、B 区間で皆様方からいただいた意見を反映する可能性があるかどうかということで、6 ページ以降、整理しています。アンケート結果につきましては、参考資料の 3 ページ以降に原文を載せてあります。まず、意義と効果に関する意見要旨を抽出したのが、この 6 ページの表になっています。意見要旨を右側のほうで整理しています。

続きまして 7 ページですが、事業の意義と効果の要旨から当区間で求められる場のキーワードとして、表の右のほうにまとめています。キーワードとしては、多様な水深・流れの場、島状の植生、水陸移行帯の場というような感じでまとめています。

8 ページ目ですが、アンケートでは意義と効果のほかに備えるべき場はどんな場が想定できるであろうということでお聞きしてしまして、8 ページの表は、各委員からの備えるべき場の意見要旨からキーワード化したものを小分類にしてまとめています。さらに、小分類のキーワードを意義と効果の求められる場と照らし合わせて、求められる場の大分類のキーワードと照らし合わせて整理を行ったものです。

9 ページですが、前ページで整理した大分類のキーワード、先ほど、国土交通省が最低限行う基盤整備という図面の中で、皆様の意見がどんなところで反映されるかというものを整理したものです。

左上に凡例がありますが、委員の意見の反映ということで、ブルー枠のものが、水域で反映することが可能な内容を示しています。Aの多様な水深・流れの場は、引堤後の空間で可能ではないかということで、青点線で示しています。また、Bの親水の場、その下の水質改善の場、あと、Eの自然観察拠点等の整備ですが、これはB区間の水域のどこかでできるのではないかということで、全域の方でくくってあります。Cは、島状の植生帯の場ということで、既存の植生帯、限定部を活用することで可能ではないかということで、既存の植生帯、堤防のところを範囲を示しています。

今度は陸域ですが、記号をaで示していますが、水陸移行帯、エコトーンの場ということで、引堤後の堤防上に緩傾斜にして盛り土をすることによって、水面まで延びてくる可能性があるということで、平面図のほうにえんじの点線で示しています。また、bの多目的利用の場、cの自然観察拠点の場ということで、これらはB区間の陸域の全域で反映が可能ではないかということで整理をしています。

それで、右上に最低限必要な整備断面ということですが、これは、先ほどご説明したとおり、軟弱地盤層の計算によって原地盤をY.P.+1.5m、通常の高水敷高がY.P.+1.5mです。また、湖岸堤の前面の平場が大体Y.P.+1.5m。その盤上で盛り土した場合に安定する断面はどうかということで示していきまして、私どもとしては、この断面は確保していきたいということで、下の平面図ですが、平面図上に築堤の範囲はおおむねこういった形に入る。この位置は最低限必要というふうに考えています。

事務局からの説明は、以上です。

【前田会長】

本日は、できれば、9ページに赤線を入れてある築堤の範囲について、およそご了承がいただければと考えていますが、全体をさっと見ていただきまして、いろいろ書いてありますが、ご質問、ご意見等ありますか。

【浜田（文）委員】

幾つか尋ねたいことがあります。

まず、新しくできる堤防の構造についてですが、この天端の幅はどのぐらいにとつてありますか。これは、自転車道整備と関連して協議がされていると思うのですが、まだですか。

【事務局】

自転車道については、まだ何も協議をしていません。ですので、私どものほうの必要な堤防断面、ここまでは最低限、河川管理上、必要だということだけを示しています。

【浜田（文）委員】

自転車道に関しては、まだ先のことということですね。

天端高4mで採石舗装というのは、本来は3.5mですが、締まることを考えて4mにしてあるということですか。

【前田会長】

天端幅ですね。

【浜田（文）委員】

天端幅が4mです。

【前田会長】

4 m道路みたいなものです。

【浜田（文）委員】

自転車道とまだ調整していないということは、まだ確定していないということですか。

【事務局】

はい、自転車道については、まだここでは何も想定していません。私どもの必要断面というだけです。

【浜田（文）委員】

この堤防はとりあえず4 m幅でつくるということですか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

わかりやすく説明します。今、浜田さんが言われたように、ここはかなり軟弱地盤です。構造等を余りハードなものをつくらないで、堤防の土で盛ろうとしたときに、円弧滑りがない最低限の堤防の幅が、改修計画上天端高4 mです。本当は、こののりが1 : 3.5とか1 : 8と書いてあります。これは、護岸構造とするときには堤防ののりが前が2割の後ろが3割です。それが通常の堤防の断面ですが、ここは極力、護岸を張らないで、堤防の土を使用する。しかも、円弧滑りがしないように軟弱地盤に対応しようという意味で、この幅が最低の幅です。これが改修計画の断面だと思っていただければよいです。

浜田さんが言われたように、サイクリング道路の話も知っています。その場合、この断面を侵さないで、前側にサイクリング道路の幅をとって、のりでおろすのか、後ろ側にサイクリング道路の幅をとって、のりでおろすのか、これはこれから県との協議になるということで、国土交通省としての最低の幅はこれだけ必要だ、こういうご理解をお願いします。

【浜田（文）委員】

わかりました。

それから、この水のほうに、結局、緩やかな傾斜ののり面をつくっていくわけですが、こういう傾斜の場合には、おわんのような形のブロックを並べて、中に山砂を入れて芝生を張るとというのが普通のやり方だと思うのですが、Y.P.+2 m85までを想定しているのですか。

【事務局】

今、ここでご説明したいのは、先ほど、所長がいったように、堤防としての必要断面をなるべく自然の形でやるということで、ここは芝で考えています。ただ、これ以上緩やかにしていくとかそういう議論は、この協議会の中でどういう形にするかというのは決めていただければよいので、これを侵さないようにしていただきたいということで、ここで絵を示しています。

【浜田（文）委員】

私がお尋ねしたのは、下の部分を、自然再生のできるような部分をなるべく拡大したいというようなことで聞いたわけなのですが。

それから、ここに書いてあります、C、島状の植生帯の場というのは、私が書いた

ことなのですが、これは前提としまして、堤防を撤去して島状の植生帯をつくるということを書いたつもりなのですが、堤防の撤去ということは出てきてないように思うのですが。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

この絵は、まだ素案の素案ですが、基本的な考え方は、上流側に丸がありますが、ここが堤防撤去。一番下流側に丸がありますが、これが堤防撤去を示しています。真ん中の点々は、堤防を残して、その前面にヨシ帯を残すという事務局案です。

何故このようになっているかということ、全部堤防を切るということは、この中に入っている汚泥が全部流れる可能性がある。ということで、かなりの部分を取っ払ってどこかに持っていかなくてはならないという経済的なものが一点。そういう面で、ここでは堤防は残す。それから、上流と下流に穴があいているのは、片方に穴をあけると水の流れが悪くなるので、上に入った水と下に入った水が流れるように、両わきに穴をあけているということです。

【浜田（文）委員】

それはわかりましたが、汚泥が流れでるということは懸念されますが、堤防を両端切っただけで、コンクリートの構造物、つまり、現堤防を残していくことが不自然なのではないか思いますので、堤防自体を撤去しても、現在残っている植生帯には影響はないわけです。これはそんな高いものではありませんし、堤防とは関係ありません。堤防がちょっと土留め的なものになっているだけです。ですから、堤防は撤去すべきだと考えていたわけですが、それほど流れ出ることが懸念されるのですか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

可能性がある、ゼロではないと思います。

【前田会長】

堤防撤去といったときに、矢板を抜いて、全部撤去してしまうというのが堤防撤去だと思いますが、例えば今の形にそのまま残すというのは余り不格好なので、頭は多少削るとか、だけど、全部撤去してしまうので駄目だとか、その辺は工法的にはあると思うの、今の流れでるというのは、どの辺までが限度ですか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

今、話そうと思ったのですが、全部残すのではなくて、頭をはねようかなとは思っています。どこまで頭をはねれば大丈夫かというのは、シミュレーションしてみないとわからないので、高さ関係は今の段階ではどこまでというのはいえないのですが、今の3.5mの高さまでが必要かどうかというのは、多分、議論があると思うので、そこは若干低くするという解はあると思っています。

【浜田（文）委員】

結局、コンクリートの平場が1.5mです。せいぜい高さはあの程度のところまででできないのかなと思います。ただ、矢板はこれまた残す。これが土留め的なことになるのではないかなと私は思うのですが。堤防自体、今のまま、コンクリートのまま、まるっきり残す、ただ両端だけあけて残す、これはちょっと良くないのではないかと私は思います。堤防は、なるべく撤去したいですね。

【前田会長】

そのあたりは、今後、検討の余地はありますか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

あります。

【前田会長】

ほかにいかがでしょうか。

【植田委員】

8ページと9ページ、今後、いろいろなことが改善されていくことになると思いますが、第一前提として、きょうは技術論に直接入るのではなくて、特に8ページの委員の意見の反映についてということと、反映した枠の中でどういう対案を持っていくかということの一案として、9ページを持ってきているわけです。

9ページは、ここの結論からいえば、いろいろ問題もあるし、非常に進んだこともありますから、今後、それは、解決していくと思いますが、本日の段階では、8ページにまとめられている国土交通省の案は、今後の検討課題とするということになっているものの位置づけが、例えば国交省が中心にまとめた検討課題に考えていくのか、提案者も現状の中で含めた枠の中で、会議だけの検討に持っていくのか、そういう辺の背景です。

それで、一般に、今後の検討課題とかいうところを非常に厳密に考えると、国の場合は、こういうことをいってはいいか悪いか分かりませんが、1事業所ではなくて、利根川の上・中・下流の事務所もあって、関東の事務所があって、それから国土交通省に行って、それからフィードバックして行って、何年後に返ってくるわけです。今のいきさつからいうと、今度のB案の対案は8月ごろまでに出てきますので、そんな上まで行かずに、今、国土交通省だけの、河川事務所だけのもので行くのだろうと思います。

それが良いとか悪いとかいうのではなくて、要するに、1年後とか何年後とかには、そういうことも踏まえた大きな今後の検討課題というもののフィードバックのチャンスがあるのかなのかということの可能性だけ、要するに、何であろうが、ここの我々の協議会だけでやっていく交渉がベースになっていくのだと理解していますが、そういう理解でいいのかどうかという大筋の話ですね。今後検討していくといっても、いろいろなやり方があるし、僕らだって、例えば先ほど、シミュレーションの話も出ましたけれども、シミュレーションの話なんかを期待すると、2カ月後に国交省から出てくるシミュレーションなんか、信用できないし、使い物になるとは思いません。

それは、ご承知のとおり、シミュレーションそのものはオーソライズされているから良いが、どのデータを使ってどういうシミュレーションをするかということ協し合わない限り、シミュレーションには業務的にはならないです。研究者のシミュレーションとは別問題です。

それ以上のことはいいませんが、要するに、今後の検討課題というところの大きな位置づけ、今いったようなことですね。それをできる限り、本日、わからなかったら、今度、7月にまた協議会があるので、それで、8月のときにはどうなったか、検討がどう展開していくんだ、というようなことをだんだんといってもらわないと、例えばエコトーンだとかワンドとかでも、A地区のワンドとB地区のワンドとは全然

定義も違うわけですね。水深・流れの場としたものまで考えるワンドなのか。具体的な目標で、そういうこともまだまだ明確にしておかなければいけない。

それで、余り話が長くなるからいいませんが、お願いしておきたいことは、今後の検討課題などとせず、できないところはできない。そういうところのことをはっきりしておかないといけない。そういうことをお願いしたいというのが僕の要望と、この8ページ、9ページ、10ページに対する注文です。

以上です。

【事務局】

植田委員の言われたことについては、今回は、まず引堤をして、堤防を後ろに引いて、中については3年間の余裕があるので、その中でいろんな議論をして、中のものを再度検討すれば良いのではないかと、と前回の協議会の中ではありましたので、それで、こういう書き方をさせていただいたということです。

【植田委員】

今までできたものは、ステップの中で非常に立派なものが出てきている。しかし、この中に仕込まれている、何か質問が出てきたら、こんな返答をするよとかいうことで、いっぱい逃げているわけです。その逃げのことを、同時に、だんだんとそれはどういう意味だということを確認にさせていかないと、我々は議論するために、工程を詰めるために話しに来ているわけですから、そういう姿勢をお願いしますという陳情をしているのです。

【前田会長】

わかりましたね。

【事務局】

わかりました。

【前田会長】

どうもありがとうございました。ほかに・・・。

【宮本委員】

国土交通省でご存じだと思のですが、以前、土浦の滝田地区で砂地導入について反対されました。このB地区の工事は、地元の人に了解を得ているのですか。このB地区はすぐ隣接しているので、この工事の了解をとっているのですか。そうでないと、滝田地区みたいに反発される可能性があるのではないですか。

【事務局】

B地区について、今、協議会の場でどういうことができるかという議論をさせていただいているので、そういうものが一応固まってから、本当の中身についての協議というのは難しいと思っています。ただ、代表者としていろいろな漁協関係者も協議会の中には入っていただいたりしていますので、そういう中でいろんな協議をしていければと思っています。

【山根委員】

関連で、発言してよろしいですか。

前回、欠席しまして、今、議事録の要旨のところを見ながら、宮本さんと同じことをお聞きしようかなと思っていたところです。今ある堤防を利用している方たちが居

る中で、引堤にするということはこの協議会の中だけで決めてもよいものかどうかということ。何か地元の協議会以外の方たちとの接点を設ける必要はあるのか、ないのか。あるのではないかと思うのですが。

【前田会長】

具体的に伺いますが、堤防を利用しているというのは、例えば？  
堤防の利用者とはどういう方ですか。

【山根委員】

そこを通っている、特には・・・。

【前田会長】

天端を通る人ですか。

【山根委員】

はい。

【前田会長】

それから？

【宮本委員】

B地区は非常に地域住民が隣接していますよね。

【山根委員】

私は現場のすぐ近くではないので、むしろ・・・。

【前田会長】

具体的に、例えば田村区とか・・・。

【山根委員】

例えば蓮田、田村の地区。

【前田会長】

具体的に利用しているというのはどういう意味ですか。例えば網を干しているとか、いろいろあるわけですが。あるいは散歩しているとか。

【山根委員】

いえ、網を干している方があるかどうかは、私は明確にわかりませんが。

【前田会長】

あなたの言われているのは、どういう意味ですか。

【山根委員】

通り道として使っている。

【前田会長】

通行者ですね。

【山根委員】

はい。日常的な生活の中で使っている、たまたま通ったということではなくて。農家の方とか・・・。

【前田会長】

所長、お願いします。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

通行の話からお答えします。これは何回もお話ししているので、皆さん、十分ご存

じだと思っているのですが、堤防をつくって3年間は、あの前の堤防は取りません。ということは、あの前の道は3年間はあって、後ろ側に道路ができない限りは取らないわけです。

【山根委員】

回ればいいという・・・。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

いや、回るしかないです。後ろに引堤をするということは、後ろを回っていただくしかないのです。

説明会をしているかというのは、当然、我々が事業するときは説明します。しなかったら事業はできません。だから、当然します。ただ、今、議論している段階でどうかという議論はできないので、方向としては、当然、地元で説明します。我々も地元で説明できなかつたらできないと思っていますので、します。

【石川委員】

今、山根さんから出たような話を、資料 - 3の4ページ、B - 2の石川享市、そのところですね。確かにワンドをつくるのは良いと思いますが、通勤客とか、あるいは釣り客とか、霞ヶ浦に来られる方がかなりな量通っていますね。そういったことで、橋をかけたらどうですか、という話を参考に書きました。一応参考に出したので、読んでおいてほしいと思います。

【事務局】

先ほどの話の中で、協議会のメンバーの中に田村地区の代表の方も入って、今、協議会を立ち上げているわけです。ですから、こういう中で一応具体的になってくれば、当然、地元の方もお話をしていると思っていますので、もし問題があれば、この人が持ち帰っていうと思って、私どもはそういう中で協議会を立ち上げているつもりですので、その辺の理解をしていただければと思っていますが・・・。

【前田会長】

ついでに橋について説明を。

【事務局】

橋については、堤防を引くということ、皆さんの中で、協議会の中でご了解を得られてやっていくということになれば、我々としては堤防の管理をしていくための道路としての利用はできるが、そこに橋をかけるというのは、我々としての事業としては難しいと思っています。

【石川委員】

難しいということになると前に進まないと思いますが、こういった引堤をして、そこで多くの方々が車をとめて、レジャーを楽しむとか、あるいは親水行為をするということになれば、そこに全く関係ない人が今までどおり行ったり来たりするとすれば、交通事故とかそういったことで、非常に安心してレジャーを楽しむとか、安心して親水するというようなことが出来なくなると思います。だから、今までどおりの通勤の方は堤防を通っちゃいけないといっても無理だと思いますので、今までの方は橋を渡ってどうぞ先へ行ってください、楽しむ方はこっちへ来て安心して楽しんでください、というようなことを私は書いたつもりです。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

橋梁の話が出たのでお答えしますが、ここに橋梁が必要であるというのであれば、逆に、我々は堤防を撤去できません。堤防を撤去して、どうしても治水上、利水上、橋が必要である、自然再生事業として必要であるという答えが出るのであれば、橋という解があるかもしれませんが、堤防を裏側につくって、治水上、その断面で問題なく、管理が大丈夫というのであれば、我々、橋梁はつくれません。事業費として予算要求できないです。ここは認定道路ではないです。事業として、今の認定道路がないところに我々は橋梁はつくれません。

【前田会長】

要するに、本当は、みんなが黙って通っているということです。本当の道路ではないということが一つ。それから、管理上、必要でない仕事ができるわけがないということです。ですので、逆にいうと、必要性を認めて、だれかが金を取らないで公益的な意味を持って寄附するとかいうなら、それを許可する場合もあり得る程度ということですね。

実は、そういう発想は、ここに書いてあることでいくと、休憩所、トイレ、駐車場等々にも当てはまります。つまり、国交省としてはそういうものはできない。ただ、ここは土浦市さんの範囲ですから、土浦市さんがここで市民のためにトイレをつくりたいという話が出て、仮に土浦市さんの責任で管理するということになったら、その話には国交省は応じるというか、協力することはできるとか、ということは可能ですか。

【事務局（霞ヶ浦河川事務所長）】

いわゆる河川管理施設としてこの堤防が残るわけです。ここに橋梁が必要ですよということで、例えば市とか県が河川管理者として占用の許可の河川法の許可を受けようとした場合、これは構造令の審査をして、治水上、影響がないような構造であれば、許可をせざるを得ないと思っています。

もう一つ、ここにトイレをつくるというような話がありますが、それは市が、県が、この堤防を占用して物をつくりたいといえ、占用の準則に合わせて許可をすることは可能です。ただ、今、国の中でトイレとかをつくることは非常に難しい。ご承知のように、予算の中で築堤の治水事業とかいうのはありますが、トイレ事業というのはありませんので、多分、公園事業か何かの違う事業のスキームを考えない限り、できないと思います。

あとは、うちのほうでも補助事業はありますので、そちらのほうを使ってもらえるというヒントはあるかもしれないですが、今、我々の河川整備のお金の中からは、そのお金は非常に難しいと思っています。

【浜田（文）委員】

どうも、皆さん、この堤防を道路だと思っていらっしゃるような気がするのですが、これは堤防です。あくまでも水防の施設です。それで、たまたま通ってもよい、通るというものでありまして、これは堤防なのです。そのところを、ただ楽に車を飛ばして通れる、そのほうがいいからというふうな考え方は、問題ではないと思います。

特に今年になってですが、この環境センターの下のあたりでとB区間のところを舗

装したわけですが、そうしたら、物すごく通行量がふえました。しかも、その人たちはただ単なる道路としてしか見てないです。霞ヶ浦なんて関心ない。近いから通る、ただそれだけのことです。そういう人たちのためだけに主に考えてもらっては困る。これはあくまでも堤防です。地元の人たちも堤防として建設するために土地の提供をした人もいます。そこのところを踏まえてもらわなくては困る。ただ単なる道路、まして観光道路なんていうのは、もってのほかのことです。そこのところは踏まえるべきだと思います。

それから、滝田地区の人工砂浜の件に関連のことで心配がなされたと思うのですが、これもまたいろいろなとらえ方がありますし、だれかが反対したからできないというようなことをやっていったら、何もできません。自然再生ということはまるっきり進まない。しかも、沖宿地区も田村地区もこの協議会には区長以下、各団体も入ってもらっているわけです。協議に参加しているわけですから、そこのところも踏まえて、あまり神経質にならないで、とりあえず協議は進めていくべきだと思います。実際の工事になったら、それはまたそのときで考えなくてはならないですが・・・。

【平井副会長】

引堤というのを、前回、私のほうから、必要性とか、自然再生の立場から申し上げました。先進事例も幾つかありますが、引堤というのは堤防を引くので、従来のように堤防を道路としていろいろ使うとなると、堤内地に池をつくるという事業になってしまうわけで、それは根本的に引堤とは違うわけです。やっぱり引堤というからには、表側の堤防のところは基本的には撤去して、島をつくる場合もありますけれども、そういう方向で進んでいくべきだと思います。

実際に宍道湖の場合も、従来は真っすぐなだらかに走っていた湖岸堤がクランク状になっていますが、そこは車が通れるようになっていきますから、従来のように使う人は使っている。ただ、そうはいえども、現実にはいろんな問題がある中、どういうふうに議論して解決していけばいいのかということですが、まずはどの程度車の通行量があつて問題かというのは、何かで調べておく必要はあるかもしれません。

それから、幸か不幸か、この平面図を見てみますと、民地があるために、東、右側のほうですか、少し天端のところが広くなるところがあります。そのところはもしかしたら、駐車場というか、臨時にここでとまる人は車をそこによけて置くことができるので、車がとまって、従来の通行が全然できなくなるということはないだろうと思います。そういういろんな計画の中で議論しながら、通行する人も、ちょっと遠回りにはなりますが、ここは高速道路ではありませんので、ゆっくりゆっくり回っていけば、そう交通事故多発ということにもならないと思いますので、その辺は通行量の調査や駐車場なども確保できるようなプランニングをしていくことで、自然再生という本来の目的に合った、やっぱり引堤という方向性で行くべきだと私は思います。

【前田会長】

その辺はいろいろ難しいですが、今、平井さんが提案された調査というのは、私の考え方からいうと、協議会としてはやりたくない。事務所としても、できたらやっていただきたくない。なぜかという、調査をやったという、それは基本的に認めた上でそういう調査をやったことになりませんが、今、浜田さんがいわれたように、堤防

は本来、管理用の通路を確保するためにある。もし、近い将来に市側に管理を移管するということになる予定ならば、そこはまたちょっと行政間で考えていただく。もしそうでないならば、そうでないような処置をしていただく。ここはなかなか難しいところで、よろしくお願ひしたいというのが私の個人的意見です。

その辺で、石川さんか、手が拳がっていましたか。

【石川委員】

自然再生法ということで、昔のような自然に近づけるという意味合いがありますが、霞ヶ浦そのものに手を触れる、足を入れるというためには、あの堤防は勝手に使っては駄目だとなると、大変な話になってしまうと思います。あの堤防を越えなければ水につかれませんので。そして、多くの皆さんが霞ヶ浦に昔のように親しく、あるいは再生法に基づいてこういう憩いの場所ができたんだよ、ぜひ来てください、というのも一つの目的ではないかと思ひます。そのときに、いや、引堤をするよ、だから、今までの道路はないよ、だけど、安心して遊べる場所、いろいろあるかと思うんです。ただ、国土交通省さんの決められる範囲の中で、これはできないんだよ、というのはいわかりました。

お願ひしたいのは、それぞれの委員からいろいろ意見をもらって、いろんな意見が出ています。黙って、そういうのを見殺しにしないで、こういう意見があったのですが、私の範疇ではこういう理由でできないんだよ、というような説明を今後ともしていただきたいということをお願ひします。

【前田会長】

ほかにいかがでしょうか。

特に、この赤い線の堤防で良いか、というのが実施者側の提案です。それを受けていいかどうかということについて、お願ひします。

【植田委員】

今の前段の話を引き継いで、注文と同時に提案なのですが、要するに、今の石川さんの話は貴重ですけれども、この協議会の流れからいうと、引堤の話は前回の決定で終わっています。ただ、引堤ということの明確な定義をここの中で確認していないということだけが今後しておいてほしいということですよ。

それは具体的にいうと、今回の例えば資料 - 3 の 3 ページの A - 3、右から 2 番目のところで、植田の案がありますが、意見を出すのに対して、引堤というのは、今の平井先生の延長の話であって、ここの場合の霞ヶ浦の引堤は、一般の引堤とはやや定義を違えて考えないといけない。

それはどういうことかということ、全国どこでも使っているのは、2) のように、堤防を移動して川の幅を広げることを一般の引堤といいます。その目的は、河積をふやして洪水被害を防止する形が全国版の定義です。これは、僕は建設省ともメールで確認しています。それから、松江、出雲、全国の事例をフォローしていますので、間違いありません。

ところが、ここの場合は、洪水の調節目的とかなんとかじゃなくして、先ほど、浜田さんが言われたことと同じように、管理道路も踏まえた中で、後ろに回させる。引いて、移動して、湖内湖との連通池をつくっていくという非常に明確な目標のある、

全国版でいうのと違う堤防の引堤です。これが霞ヶ浦の正論ですが、一般の外野席からいうと、洪水の延長の話であって、みんなは土木の専門外だから、平井先生の話をも5～6回聞かないと分からないような段階だと思ってよいのだと思います。

だから、僕がここでいっていることは間違いないので、これを踏まえて、今度のために資料の形として、この場合の引堤はどうなんだということをまとめておかれることを提案します。そういうことをちゃんと確認しておかないと、また蒸し返されます。それはコメントしておきたいと思います。

#### 【前田会長】

目的はともかくとして、引堤とは堤防を移動して川の幅を広げることです。これは正しいですね。それによって、ほんの少しですが、霞ヶ浦の河積が広がるということはあるかもしれませんが。ですから、これは一般の引堤という言葉が霞ヶ浦は特殊に使っているということにはならないのだろうと思うのですが、それが何目的か。利水目的、治水目的、環境目的とか、その3つは国交省がやることだから、そのうちのどれかであって引堤があれば、国交省のやる引堤であると考えていいのかなという意味で、ここではわざわざ引堤を、特に「この引堤とは」と定義しなくても、植田さんが整理してくださった解釈で行けるといふふうに考えていきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

実は、この絵にかいてある中で、対応ができるとか、できないとか、皆さんのご意見をどう反映するかとか、この白い側にどうするかということは、今後の大議論の中に入るべきことですが、当面は、この枠、そして、先ほど、堤防の断面がありました。こういう幅で、こういう高さで、こういう勾配のものを骨として、骨としてということ、例えば足のほうへもう少し肉づけしたいとかいうのは、今後、皆さんの協議の中で決めていく。しかし、骨を削ってしまったら何もなくなってしまうから、これを削るのはだめだよという意味で、しかも、こんな形で回していく。もっと水面を広げるために引いてくれといっても、後ろの側の安全を考えると、ここまで出すしかなない。

それから、先ほど、説明がありましたように、赤い線は1.5mの線ですので、1.5mというのは、どちらかということ、ちょっと水がふえたときに、ここまで水が来ますよという線ですので、当然、この線の前に、平水位のときには水をかぶらない、いわば浜というようなところが出てくるわけです。それが、この9ページの図でいえば、この茶色っぽい点々で囲ってあるようなところかなと考えられるわけですが、このあたりについては、今後どうするかということについて詰めて、そして、とにかく実施計画を出さないといけませんから…。もう一度、何故早く決めなければならないか、タイムリミットがあるので、こういうことになっているかということについては、事務局に説明をお願いします。

## 6. 今後の進め方

### 【事務局】

今後のスケジュールも含めて説明します。

資料 - 2 の 10 ページをご覧ください。一番下の平成 19 年度というところですが、こ

で、本日、第 14 回ということですが、最終的には B 区間の施工ということを考えています。そのために、11 月ぐらいから B 区間の施工を考えており、平成 19 年度で施工するためには、工事の手续に入らなければいけない。手续に大体 3 カ月近くかかるということから、最終的に 8 月下旬ぐらいまでには実施計画の案を了承していただかななくてはならないということになっています。

施工に当たっては、私どもは、先ほどからいっているように、堤防を後ろに回す。この堤防をつくるというのがまず今回の事業です。私どものほうとしては、ここの堤防をつくるためにはどうしたらいいかということを決めていただきたい。その堤防ができれば、中のものについては、また実施計画を変更していけばいい。前の堤防を切るのに 3 年間かかりますので、先ほど来申し上げましたように、8 月下旬ぐらいまでには、これを実施計画として堤防の断面のところだけは了承していただきたい。なおかつ、では、堤防だけではなくて、中をどうするかというのは、ある程度事務局のほうでこんな形のもので一回出しておきたいというのは、素案として一回提示させていただきたいと思っています。

【前田会長】

ということですが、よろしいでしょうか。

【平井副会長】

確認の意味も含めてですが、前田先生が堤防の骨としてのこの断面図、あるいは、今、副所長がいわれたように、堤防としての 1 : 3.5、1 : 8 の骨格をまずみんなです承するということですね。ということは、引いた後の中に 1 : 10 とかいう非常に緩やかな緩斜面を土盛りしてつくるのか、どの範囲につくるというのは、今後の協議の中で十分議論可能である。

それからもう一点、さっき、幾つか議論になりましたが、既存堤防に 2 つ開口部をつくって残すけれど、その残し方も、1.5 まで切るとか、何 cm まで切るかについても十分変更可能な範囲だということですか。

【事務局】

はい、そういう形で進めさせていただければありがたいなと思っています。堤防をつくるのに、工事に手戻りがないような形で進めさせていただきたいということから、まずは堤防のところということをお願いしたいということです。

【前田会長】

まずは堤防をつくれれば良いのだが、中が白いまま実施計画を出せないの、大体の絵をかいて、そして実施計画を提出しなければならない。で、一回出しておいて、もっと細かいことは、実は、堤防の落ち着きぐあいとか、工事したときに、その図面どおりではなくて、どこか曲がり方が変わってくるとかあるので、本当に細かいところは、その堤防ができ上がって、しばらく沈んで、土が落ちついてからでないとなんとも見えない。

そうすると、その後、堤防を切ることから始めて工事をするのだろうが、そういうときには、その前にはきちっと全体が決まっていなければならない。その全部がきちっと決まっていなければならないというのは、新堤が落ちつくまでに 3 年かかる。その間に、ああでもない、こうでもないとな協議をする。ただし、アバウトな案はつくっておかないと実施計画ができないから、8 月までにつくりたい。

で、本日は、基本的に赤筋の堤防で実施するというのを合意したということにしてよろしいでしょうか。

皆さん方に反対がなければ、基本的には引堤の堤防については了承した。了承したからには、素案というものについて、次回、事務局から提案してもらおう。それをもとにある程度の形を協議して、その協議をもとに、第16回で原案をつくる方向へ持っていく。そういうスケジュールで行きたいと思います。

そういうことで、本日は皆様に、9ページの赤筋とこの四角の中に入っている整備断面を原則として計画するということについて、協議会は了承するという事にさせていただきます。

皆さんのほうから、ほかに、この際ということがありますか。

【平井副会長】

テクニカルな言葉ですが、天端は採石舗装と書いてありますが、採石舗装というのは今の堤防の上と違うんですか、同じですか。

【前田会長】

石を敷くということですか。

【事務局】

そうです。まず自然再生という形の中では、最低、採石舗装までというふうに考えていきたい。その後について舗装が欲しいとかいう話は、また協議の中で議論していきたいと思います。

【前田会長】

舗装が欲しいというのは、協議会の中というより、地元のほうから、ぜひそういうことが要望とかなんとかということがあったら、考えるが、我々としては、実は、そのまま草にしてくれと仮にいいたいとしても、そういうことでは管理上困るから、それで、土盛りのままでは困るので、割石、バラストの小さな石を敷いた形でおさめますという意味ですね。

【事務局】

はい。

【前田会長】

そう理解したいと思います。

よろしければ、きょうのところはこれまでとして、実は、これから先のほうが重要になりますので、まことにご苦勞でございますが、次回以降のご協力をお願いいたします。座長的な役割をここで終わらせていただきます。マイクを事務局にお返しします。

## 7. 閉会

【事務局】

それでは、先ほどのご意見を踏まえて、次回については、私どものほうで素案をつくりたい。それについて、またご意見等を伺いながら進めさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第 14 回の自然再生協議会を閉会したいと思います。

【平井副会長】

冒頭に先進事例の穴道湖の例をしかるべき時期に勉強会を開いて 20 分か 30 分ぐらい皆さんにお示ししたいということと、もう一つ、実は、先週島根に行っていたのは、全国自然再生協議会の集いがありまして、皆様ご存じのように、我々の協議会も 2004 年の 10 月に開いて、2 年半になります。今、全国で 19、こういう協議会が動いている。中には、ことし 3 月に解散した協議会もあります。沖縄のやんばるの自然再生協議会です。それから、ご存じのように、釧路湿原とか北海道のサロベツとかいろんなところが動いていて、いろんな話を聞いてきました。その中で霞はまあまあうまくいっているが、学ばなければいけないことやいろんな課題も抱えているので、そういうこともせっかく勉強してきたので、皆さんにもしお許しいただければ、そういうお話もあわせて勉強会を、先進事例 20 分と、ほかの協議会を 15 分か 20 分ぐらい、しゃべらせていただける機会を設けていただければと思います。

事務局と相談して日にちは決めたいと思いますが、何で突然そんなことをしゃべるのかといわれても困るので、2 点、引堤の先進事例と全国のほかの自然再生協議会が今どうなっているのか。やはり、それらを知りながら、私たちはより良い方向へ持っていきたいと思いますので、ぜひそういう機会を設けていただきたいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

今回は 7 月上旬ごろを考えていきたいと思いますので、事前に平井先生のほうの勉強会ということで開かせていただいて、その後、正式に、今度は自然再生協議会という形でやるということにさせていただきますので、よろしく願います。

それでは、本当に長い間どうもありがとうございました。これで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。